

平成28年度第1回 東北森林管理局保護林等設定管理委員会  
概要

1. 日時及び場所

平成28年7月1日(金曜日)13時00分～15時30分  
東北森林管理局 2階大会議室

2. 議題

保護林の再編について

3. 議事概要(○ 委員、・ 森林管理局)

保護林の再編に関して、それぞれの保護林ごとの主な意見は以下のとおり。

(1) 森林生態系保護地域

(意見なし)

※現在の森林生態系保護地域について、新保護林区分においても森林生態系保護地域とすることについて、特段の意見はなかったところ。

(2) 森林生物遺伝資源保護林、林木遺伝資源保存林及び、植物群落保護林関係

- 森林生態系保護地域と生物群集保護林の性質の違いが分かるように説明いただきたい。
- ・ 森林生態系保護地域は、基本的には施業履歴がない森林、一方、生物群集保護林は、前者ほどではないが、全体的に見て、自然状態が保たれている森林である。また、生物群集保護林の場合は、復元の取組も含めて考えることが可能であり、復元したのも生物群集保護林に含まれる。  
なお、現在、森林生態系保護地域以外である保護林について、森林生態系保護地域に格上げするには、データに基づく検討が必要であるので、格上げの議論の必要があれば、それは今回の再編の終了後としたい。
- 保護林名称に表示されている樹種だけを保護するというのではなく、群落の生態系を保護することを、いろいろな相互作用などの関係から検討する必要があるのではないか。
- 5ヘクタール未満の保護林については、原則、保護林外として整理されているが、森林現況をさらに分析の上、継続の是非について検討する必要があるのではないか。
- 林木遺伝資源保存林の中には、経済的価値の観点から保護が必要なものもあるのではないか。一方、他制度等で保護された面積の小さい保護林については、全てを保護林にしておく必要はないのではないか。
- 例えば、田沢湖コナラ林木遺伝資源保存林は、100年を越えているようなコナラの個体はたくさんあるが、田沢湖のような通直なものはめずらしく、遺伝資源としての価値だけでなく、天然のコナラという一つの生態系の価値ともあると思うので、保護林として保護しても良いのではないか。
- 林木遺伝資源保存林で5ヘクタール未満の部分について、他局でも意見が出てくると思うので、連携を密にして対応していくことが必要ではないのか。
- 植物群落保護林について、南部アカマツの保護林箇所は広範囲に点在しており、それらを一括管理することは難しいと考える。なお、それらのうち面積が小さい箇所については保護林から外しても仕方がないのではないか。

(上記、6つの意見についての森林管理局の回答)

- ・ 新保護林制度においては、希少個体群保護林の面積要件は、原則、5ヘクタール以上

となっているが、5ヘクタール未満の場合、継続的に保護すべき種が維持できるということが条件の一つと考える。

- ・ 今回の意見を踏まえて、さらに検討を図って参りたい。

(3) 特定動物生息地保護林、特定地理等保護林、郷土の森関係

- 橋野鉄鉱山郷土の森について、世界文化遺産の経緯からすると、現行の制度から新たな制度に移行する際には、協定期間に空きが生じないように調整する必要がある。
  - ・ 新たな協定締結のための手続きについて、時期を逸しないように調整していきたい。
- 特定地理等保護林及び、郷土の森については、森林管理局と地元との間で調整も進んでいると理解している。
  - ・ 引き続き、必要な地元市町村との調整を図りながら、進めさせていただく。